

秋田県立大学図書館文献複写取扱要領

平成18年4月1日
図書・情報センター長決定
改正 平成18年8月1日
改正 平成20年2月4日
改正 平成21年3月16日

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県立大学図書館利用要領（以下「利用要領」という。）第17条及び第18条第2項の規定に基づき、秋田県立大学図書・情報センターの図書館（以下「図書館」という。）における文献複写の扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第2条 複写は、次の各号に掲げる場合に限って行うことができる。

- (1) 利用要領第2条の規定により図書館を利用する者が、その教育、研究及び学習に必要とする場合
- (2) 次に掲げる学外の機関が、その業務上必要とする場合
 - ア 大学図書館、短期大学図書館及び高等専門学校図書館並びに学校図書館法（昭和28年法律第185号）第2条に規定する学校図書館
 - イ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - ウ 国公立及び独立行政法人の試験、研究及び調査等を行う機関
- (3) その他図書・情報センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めた場合

(複写の申込み)

第3条 図書館に複写を依頼し、又は図書館内において自ら複写しようとする者は、あらかじめ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による申込書をセンター長に提出し、その承認を得なければならない。

ただし、NACISIS-I LLシステム経由で申込があったものについては、システムより出力する受付票をもって代えることができる。

- (1) 複写を図書館に依頼する場合 様式第1号
- (2) 図書館内において自ら複写する場合 様式第2号

(申込みの制限等)

第4条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者に対し、複写の申込みを制限し、又は断ることができる。

- (1) 図書館の複写処理能力を越える複写の申込みがあった場合
- (2) 複写により損傷するおそれのある図書館資料の複写の申込みがあった場合
- (3) 複写の禁止が定められている場合
- (4) その他センター長が特別の理由があると認めた場合

(複写料金の納付)

第5条 第3条の承認を得た者は、複写料金を納付しなければならない。

- 2 複写料金は、別表のとおりとする。
- 3 既に納付した複写料金は、還付しない。

(相互協力)

第6条 利用要領第18条第1項の規定により、センター長に依頼する場合の手続きは、第3条から第5条の規定を準用する。

- 2 他大学等の図書館等の利用については、当該図書館等の規則等に従うものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、複写に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月1日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月4日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成20年2月4日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日図書・情報センター長決定)

この要領は、平成21年3月16日から施行する。

別表 (第5条関係)

複写料金

種 別	図書館に複写を依頼する場合	図書館内において有料複写機を利用する場合
電子複写方式によるもの A3版1枚につき (A3版より小さい用紙を使用したときもA3版の料金とする。)	モノクロコピー 30円	モノクロコピー 10円
A3版より小さい用紙1枚につき	カラーコピー 70円	カラーコピー 50円
A3版1枚につき	カラーコピー 100円	カラーコピー 80円
他大学等の図書館等の利用	当該図書館等の規則等に 従う	

- 備考
- 1 郵送等の場合には、送付に要する実費を徴収する。
 - 2 秋田県立大学の教職員が、その性格上秋田県立大学の経費から支出すべき本学図書館資料の複写を行う場合には、複写料金を徴収しない。
 - 3 秋田県の機関からは複写料金を徴収しない。ただし、郵送の場合には、送料相当分の切手を、あらかじめ図書館に送付しなければならない。